

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

港区の総人口は、令和7年1月1日現在、267,780人（外国人を除くと245,166人）で、令和2年からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による外国人の減少から一時期減少傾向にあったが、令和4年2月から増加傾向に転じ、現在も同傾向にある。

区内を5つの地区に大別し、当該地区別の人口をみると、高輪地区が65,573人と最も多く、次いで麻布地区、芝浦港南地区、芝地区、赤坂地区となり、高層マンション群の竣工に伴い、近年は芝浦港南地区の人口が大きく伸びている。

港区内の外国人人口は、令和7年では22,614人となっており、最近10年間の動きでは、平成28年以降、やや上昇傾向にあったが、コロナ禍により令和2年から4年まで減少し、その後上昇に転じている。

国籍別では、中国が7,159人と最も多く、平成30年と比較して3,000人以上増加している。次いで韓国及び朝鮮（3,647人）、米国（2,736人）の順となっているが、いずれも平成30年と比較して増加している。

人口の増加率については、平成25年から令和5年で比較すると、東京都が5.4%を示しているのに対し、港区は13.0%となっており、大きく上回っている。

港区の令和2年の昼夜間人口比率は373%であり、10年間の変化をみると、平成22年の432%から減少している。10年前と比較して昼間人口は増加したが、それ以上に夜間人口が増加したことで昼夜間人口比が下がっている。

地区別では、新橋や浜松町、汐留などオフィス街を抱える芝地区が888%と最も高く、次いで赤坂地区の507%、芝浦港南地区の328%となっている。

港区の令和3年における民営事業所数は39,814事業所、従業者数は1,099,753人であった。平成28年と比較すると民営事業所数で7.3%増、従業者数で11.2%増となっている。

令和3年の産業大分類別の事業所数を平成28年と比較すると、多くの業種において事業所数が増加したが、いくつかの業種で減少している。中でも「情報通信業」の25.0%の増加は、背景としてデジタル化やリモートワークの推進、一方、「宿泊業、飲食サービス業」の19.9%の減少は、休業要請や時短営業など、いずれもコロナ禍による影響があるものと思われる。

令和3年の産業大分類別の従業者数を平成28年と比較すると、増加率が最も高かった（「農林漁業を除く」）のは、「生活関連サービス業、娯楽業」で41.9%、約1万人増加しているほか、「電気・ガス・熱供給・水道業」が36.1%、約2千人、「情報通信業」が26.4%、約5万人と、それぞれ増加がみられた。

一方で最も減少が大きくみられたのは、「教育、学習支援業」の▲39.3%、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の▲17.9%であった。

東京都と比較して港区が高いのは、「情報通信業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、

「学術研究、専門・技術サービス業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「サービス業」の5つの業種である。

港区が行っている景況調査では、区内中小企業の重点経営施策として、「人材を確保する」が常に上位となっている。さらに従業員不足により、人材を育成する時間の確保が困難であるという声がある。

このような状況において、港区は、区内中小企業の人材不足や人材育成への不安を解消するための先端設備等の導入を支援し、労働生産性を向上させることが不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

同意した日から2年間で20件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

港区の産業は、卸売業・小売業、サービス業、製造業等と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

企業や大学、研究機関が多く集積し、交通の利便性が高いことから魅力的なビジネス環境にある。このことから、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、港区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

港区の産業は、卸売業・小売業、サービス業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が港区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、ロボットの導入やIoT、AIの導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮することとする。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。